

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2-329
処分の種類	砂利採取業者の登録の取消し			
根拠法令条例等・条項	砂利採取法第12条第1項			
処分の概要	違法砂利採取業者の登録の取消し又は事業停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考]砂利採取法第12条第1項 都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。 二 第六条第一項第五号の規定に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号の規定に該当しているとき。 三 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第十六条の規定に違反したとき。 五 第二十六条の規定による認可の取消しを受けたとき。 六 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。</p>			
基準の制定根拠	一			